

令和5年度 病床機能報告及び外来機能報告について

令和5年度の病床機能報告及び外来機能報告における各医療機関の報告期間は、以下のとおりです。

- ・ **報告様式1** ➔ **令和5年10月1日 ~ 11月30日**
- ・ **報告様式2** ➔ **令和5年11月1日 ~ 11月30日**

※ 制度開始初年度であった令和4年度の外来機能報告については、国の対応の遅れから当初の報告期限（11月末）が翌3月末に延期されましたが、今年度の外来機能報告については上記のとおりとされています。

【外来機能報告に関する留意事項】

- 各医療機関の報告を踏まえ、紹介受診重点医療機関に関する協議等を以下のとおり実施予定。
 - 12月** 報告内容の確認・修正
 - 1月～2月** 令和5年度第2回地域医療構想調整会議において協議
 - 4月** 紹介受診重点医療機関の一覧をホームページで公表
- 令和4年度報告に基づき 既に紹介受診重点医療機関とされている医療機関においても、令和6年4月1日以降も引き続き紹介受診重点医療機関となる意向がある場合は、令和5年度報告において同様に報告することが必要です。